

令和4年11月24日

令和4年第3回臨時会会議録

中種子町議会

令和4年第3回中種子町議会臨時会会議録

令和4年11月24日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 認定第1号 令和3年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第2号 令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第3号 令和3年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第4号 令和3年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第5号 令和3年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について
- 第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度中種子町一般会計補正予算(第6号))
- 第9 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第48号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第49号 令和4年度中種子町一般会計補正予算(第7号)
- 第12 議案第50号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第13 議案第51号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第14 議案第52号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第15 議案第53号 コミュニティバス車両(10人乗り)購入契約について
- 第16 議案第54号 コミュニティバス車両(14人乗り)購入契約について
- 第17 議案第55号 財産の処分について

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 渉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |

6 番 蓮 子 信 二 君
8 番 下 田 敬 三 君
10 番 日 高 和 典 君
12 番 園 中 孝 夫 君

7 番 濱 脇 重 樹 君
9 番 迫 田 秀 三 君
11 番 戸 田 和 代 さん
13 番 徳 永 留 夫 君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0人)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	田 渕 川 寿 広 君	副 町 長	阿 世 知 文 秋 君
総 務 課 長	上 田 勝 博 君	町 民 保 健 課 長	日 高 隆 雄 君
福 祉 環 境 課 長	森 山 豊 君	農 林 水 産 課 長	園 田 俊 一 君
建 設 課 長	池 山 聖 年 君	農 地 整 備 課 長	遠 藤 淳 一 郎 君
企 画 課 長	南 奈 津 紀 さん	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	池 端 み どり さん
税 務 課 長	田 平 祐 一 郎 君	水 道 課 長	牧 瀬 善 美 君
保 育 所 長	浦 口 吉 平 君	空 港 管 理 室 長	徳 永 和 久 君
行 政 係 長	榎 元 卓 郎 君	財 政 係 長	鮫 島 司 君
教 育 長	北 之 園 千 春 君	教 育 総 務 課 長	横 手 幸 徳 君
社 会 教 育 課 長	春 田 功 君	学 校 教 育 課 長	皆 倉 健 二 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	野 平 清 吾 君	選 挙 管 理 事 務 局 長	上 田 勝 博 君
農 委 事 務 局 長	石 堂 晃 一 君		

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 下 村 茂 幸 君 議 事 係 長 稲 子 隆 浩 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから令和4年第3回中種子町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、橋口渉君、3番、池山喜一郎君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第1号 令和3年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第2号 令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第3号 令和3年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第4号 令和3年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第5号 令和3年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（徳永留夫君） 日程第3、認定第1号、「令和3年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7、認定第5号、「令和3年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」まで、5件を一括議題とします。

本件は、決算特別委員会への付託案件です。

委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長、永瀆一則君。

〔決算特別委員長 永瀆一則君 登壇〕

○5番（永瀆一則君） おはようございます。

委員長報告を行います。

令和4年9月定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました認定第1号、「令和3年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号、「令和3年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」までの、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月27日から30日までの4日間、全委員出席のもと開催され、審査に当たっては、予算を決議した趣旨と目的に沿って収入確保の努力が十分なされ、その実績が良好であるか。支出が歳出予算の目的どおりに適法、適正に執行されているか。そしてその成果が十分達成されているか。前年度の決算特別委員会要望事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されてきたかなどを基本に、主要施策の成果報告書並びに決算書について説明を求め、現地調査を含め審査を行いました。

初めに、決算の概要を説明します。

まず、一般会計ですが、歳入総額は83億6,407万9千円。

歳出総額は、83億577万1千円であり、前年度に比べると歳入で2.2%、歳出で1.8%、それぞれ減少しています。

歳入歳出の差引き額、いわゆる形式収支は5,830万8千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は4,589万7千円です。

また、主要財務比率は、財政力指数0.22、経常収支比率、86.7%、実質公債費比率10.2%であり、公債費負担の指標については、良好な状況となっています。

次に、特別会計ですが、国民保険事業勘定特別会計をはじめ、3つの特別会計は、歳入総額24億5,142万9千円、歳出総額24億4,525万5千円で、差引き617万4千円であり、実質収支も同額となっております。

次に、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の差引きで、533万円の増額が生じており、損益計算書によれば、302万3千円の当年度純利益となっております。

資本的収入及び支出の差引き不足額で1億397万9千円は、過年度損益勘定留保資金3,635万9,000円、当年度損益勘定留保資金6,228万3千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額533万6千円で補填されております。

監査委員の説明では、本町においては、第6次中種子町長期振興計画並びに、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略により、第1次産業を中心とした担い手の確保、種子島らしさの創造とブランド化による商工業の振興、ICTの整備を推進し、企業誘致などによる雇用の創出に取り組んでいただきたい。

また、体験型観光やスポーツ合宿の誘致、うみがめ留学制度などを活用し、都市部との交流による関係人口の増大に取り組み、U・Iターン者などの若者が定住できる中長期的な計画立案を進めていただきたい。

また、税収などの自主財源確保のためにも、徴収対策を強化し、徴収率の向上及び不納欠損の防止に積極的に取り組まれ、計画的かつ効率的な行政運営により、一層の町民福祉の向上、増進に寄与されるよう要望するとのことでした。

4日間における各課の概要説明及び事項別明細書による説明は、成果報告書のとおりでありました。

令和3年度の主な事業としては、基盤整備促進事業、現年発生農業用施設等災害復旧事業、輸送コスト支援事業、鳥獣被害対策実践事業、公営住宅建替事業、古房浄水場更新事業などが実施されており、事業執行については、おおむね議決の趣旨及び目的に沿って事業がなされ、成果を収めたものと認めました。

続きまして、審査の過程において議論された質疑、意見などの概要を申し上げます。

サトウキビの増反事業では、30か所ほど補修をしているが、費用対効果は。に対し、大雨など何らかの要因で通行出来ない道路を通行できるようにするだけで、効果はあると思います。との答弁。

昨年度から、タブレット端末を活用して議会を実施しているが、これによる経費等の削減効果は。に対し、令和3年度の紙の枚数で、25万2,079枚の削減、金額にして、50万4,158円の削減効果となっています。との答弁。

毎年トコブシの稚貝放流やイカ柴投入をしているが、その結果について。に対し、令和3年度の水揚げについては、100kgほどしか揚がっていない。藻場の整備からしないと成果が上がらないのではないか。イカについても成果が上がっていない。との答弁。

耕作放棄地の面積は解消されているか。に対し、高齢者で耕作出来なかった方が増え、耕作放棄地も増えていると思っています。ほ場整備のほ場については、担い手へ借りてもらえるように活動しています。との答弁。

保養センターの料金見直しがあったが、運営については。に対し、令和2年から、コロナで平常時との比較は出来ないが、過去3年間の実績から言いますと、令和元年度の使用料は640万円程度、令和2年度は312万円程度、令和3年度は716万円程度ということで持ち直している状況。70万円ほど増えている。との答弁です。

公営住宅の駐車料金の滞納者は住宅料の滞納者と一緒か。また、滞納者の中で、最高額はどれぐらいか。に対し、住宅料の滞納者と駐車料金の滞納者はほぼ一緒となっています。平成10年以前から昨年度までで、住宅料が338万2,100円、同じ方で、駐車料金が13万2,000円との答弁。

子宮頸がんワクチンの接種状況は。に対し、申し込まれた方の接種は19名となっています。個人接種は把握出来ていない。また、中学生や高校生の接種については、対象者には通知をしているが、積極的な接種はない。との答弁。

中種子養護学校の給食の自校式はいつからか。に対し、3年後からになります。との答弁です。

最終日には現地調査を実施し、農地整備課所管分の「さとうきび増産対策農道等補修工事」、建設課所管「大平中山線道路改良舗装工事」、「阿高磯川災害復旧工事」、教育総務課所管「野間小学校教職員住宅建築工事」を調査しました。

次に、一般会計及び特別会計を含めた収入未済額と、不納欠損処分についてで

すが、このことは、監査委員の意見書の中でも毎年指摘されています。

一般会計の収入未済額から繰越事業に係る国県支出金 2 億 6,246 万 8 千円及び繰入金 1,283 万 3 千円と、町債 4,920 万円を除いた収入未済額は、5,975 万 8 千円であり、前年度と比較すると、847 万 9 千円の減となっている。

特別会計では、国保会計の保険税 2,320 万 2 千円、介護保険会計の保険料 294 万 8 千円、後期高齢者医療会計の保険料 55 万 7 千円となっている。

収入未済額の改善については、管理職を含め関係職員一体となり、夜間徴収、防災無線による広報活動、口座振替の推進、差押えなど様々な努力がなされている。

滞納額は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町税、住宅使用料などについては減少している。

一般会計の不納欠損処分については、町民税 95 万 8 千円、固定資産税 376 万 1 千円、軽自動車税 24 万 7 千円、軽自動車税においては減少しているものの町民税、固定資産税は増加している。

特別会計の不納欠損処分については、国民健康保険税 193 万 7 千円、介護保険料 133 万円となっております。

債務者個々の実態把握に努め、強力で説得すれば改善の余地がなかったか、さらに、時効による不納欠損処分は十分に調査、検討及び滞納処分時期などに注意をし、時効中断の措置を行い、時効による不納欠損の防止に最大限の努力を傾注されたい。

以上が審査の過程で議論された主なものでありますが、指摘事項及び監査委員の指摘事項についても委員全員の一致した意見であり、十分検討し的確な対応を講じられるよう強く求めるものであります。

委員会として、認定第 1 号「令和 3 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 5 号「令和 3 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」までの 5 件について慎重に審査し、採決の結果、全会一致をもって「認定すべきもの」と決定をいたしました。

今後も引き続き、健全財政の堅持とともに、住民の福祉向上と町政発展に努力することを望むものであります。

以上申し上げて、決算特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（徳永留夫君） これで委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

初めに、認定第 1 号、「令和 3 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、「令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、「令和3年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、「令和3年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和3年度、「中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（徳永留夫君） 日程第 8、承認第 8 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 今回の補正は、国が住民税非課税世帯へ給付する、物価高騰等支援給付金に関する経費、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの大規模接種に関する経費及び台風 14 号による災害復旧経費を、緊急に計上するもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 9 月 20 日付けで、一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、報告するものでございます。

歳出予算から御説明をいたします。

民生費は、物価高騰等支援給付金経費を計上。

衛生費は、ワクチン大規模接種経費を計上。

災害復旧費は、河川 5 か所の修繕経費及び増田港の査定設計委託費を計上しました。

次に、歳入予算について御説明いたします。

国庫支出金は、物価高騰等支援給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の補助金をそれぞれ追加、町債は、災害復旧事業債を増額。

また、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ 1 億 320 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 78 億 2,185 万円とするものでございます。

なお地方債の補正につきまして変更 1 件を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから承認第 8 号を採決します。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 8 号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 議案第 47 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第 9、議案第 47 号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 議案第 47 号について説明いたします。

本年 10 月 7 日の人事院勧告に伴う国家公務員の給与法改正法案に準拠し、職員の月例給を 0.23%、特別給 0.1 か月分を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 10 議案第 48 号 中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例**

○議長（徳永留夫君） 日程第 10、議案第 48 号、「中種子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 議案第 48 号について説明いたします。

本年 10 月 7 日の人事院勧告に伴う国家公務員の給与法改正法案に準拠し、会計年度任用職員の月例給を 0.23%引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 49 号 令和 4 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 11、議案第 49 号、「令和 4 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 49 号について説明いたします。

今回の補正は、先ほど議決いただきました議案第 47 号及び 48 号の条例改正に伴い、関連する経費を計上するものでございます。

歳出予算から御説明いたします。

各費目とも、職員及び会計年度任用職員の期末勤勉手当を調整しています。

また、民生費は、特別会計で計上される期末勤勉手当経費の調整に伴う事務費と繰入金を増額を計上しております。

次に、歳入予算について御説明いたします。

国庫支出金を増額。財源調整のため財政調整基金繰入金を増額しています。

その結果、歳入歳出にそれぞれ 1,830 万円を追加し、補正後の予算総額を 78 億 2,368 万円とするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました

-----○-----

日程第 12 議案第 50 号 令和 4 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 12、議案第 50 号、「令和 4 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 50 号について説明いたします。

今回の補正は、先ほど議決いただきました議案第 47 号及び 48 号の条例改正に伴い、関連する経費を計上するものでございます。

2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入から、繰入金は一般管理費の減に伴う事務費繰入金 38 万 1,000 円の減額。

次に、歳出予算 3 ページを御覧ください。

総務費は、条例の改正及び人事異動により職員の期末勤勉手当を調整し、一般管理費 38 万 1,000 円を減額しています。

その結果歳入歳出それぞれ 38 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 14 億 3,058 万 8,000 円とするものでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 51 号 令和 4 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)

○議長（徳永留夫君） 日程第 13、議案第 51 号、「令和 4 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 51 号について説明いたします。

今回の補正は、先ほど議決いただきました議案第 47 号及び 48 号の条例改正に伴い、関連する経費を計上するものでございます。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から、繰入金は一般管理費の増に伴う事務費繰入金 20 万 5,000 円増

額。

次に、歳出予算 3 ページを御覧ください。

総務費は、条例の改正により職員の期末勤勉手当を調整し、総務管理費 18 万 9,000 円の増額、地域支援事業費 1 万 6,000 円の増額を計上しております。

その結果歳入歳出それぞれ 20 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 12 億 9,954 万 7,000 円とするものでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 52 号 令和 4 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

○議長（徳永留夫君） 日程第 14、議案第 52 号、「令和 4 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 52 号について説明いたします。

今回の補正は、先ほど議決をいただきました議案第 47 号及び 48 号の条例改正に伴い、関連する経費を計上するものでございます。

2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入から、繰入金は、一般管理費の増に伴う事務費繰入金 5 万円の増額。

次に、歳出予算、3 ページを御覧ください。

総務費は、職員の期末勤勉手当の調整に伴う総務管理費 5 万円を増額していません。

その結果、歳入歳出それぞれ 5 万円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 5,893 万 1,000 円とするものでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 53 号 コミュニティバス車両（10 人乗り）購入契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第 15、議案第 53 号、「コミュニティバス車両（10 人乗り）購入契約について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 53 号について説明いたします。

コミュニティバス車両（10 人乗り）を購入するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、コミュニティバス車両（10 人乗り）2 台です。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は 946 万円です。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町納官 1130 番地。

株式会社中央オートサービス、代表取締役中村篤朗です。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番、橋口涉君。

○2 番（橋口 涉君） 10 人乗りのコミュニティバスの購入の件につきましてですけども、この 10 人乗りのバスにおきまして、利用者は大体高齢者が多数じゃないかと思うんですが、この件につきまして乗降用のステップなどの設置があるかどうか、お伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（南奈津紀さん） 今回のコミュニティバスにつきましては、電動格納式大型ステップを取付けとなっております。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口涉君

○2 番（橋口 涉君） 大型電動ステップっていうのは、ドアが開いてすぐ落ちてくる、あのステップですか。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（南奈津紀さん） 電動ですので、自動でドアが開いたときに自動でステップが降りてくるという方式になっております。

○議長（徳永留夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） ほかに付属部品か何かついてますか。

ほかに、ステップ以外に。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） たくさん附属品はついてるとは思うんですが、何か、議員の何かこういうのが必要で、こういったのはつけられないのかとか、何かこういったものがついてると助かるんだけどとかいうのがあれば、それはまた後もって、担当課のほうにいろいろ話をしてもらえれば。

まだこれは契約をして、できるか出来ないかは別としてやっております。

また取りあえず今のところ、コミュニティバス10人乗りというやつは、特に1番小さなバスになるんだろうと思います。

これに車両の、製造の問題とかいろいろな問題、皆様御存じのように、いろいろな車等に関しても、新車の納期が大変遅れております。

その間に調整できるものであれば、調整も可能かと思えますし、またこの2台をベースに、また次の車両購入の際に、町民の意見とか、利用者の意見とかも反映させながらやっていく必要があるのだらうなというふうに思っていますので、そこら辺に関してはまた詳細につきましてはまた担当課のほうに行って、また御提案、御教示いただければなというふうに考えております。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第54号 コミュニティバス車両（14人乗り）購入契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第16、議案第54号、「コミュニティバス車両（14人

乗り)購入契約について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長(田淵川寿広君) 議案第54号について説明いたします。

コミュニティバス車両(14人乗り)を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、コミュニティバス車両(14人乗り)2台です。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は1,078万円です。

契約の相手方は鹿児島県熊毛郡中種子町野間5297番地23、有限会社ひらかわ自動車、代表取締役、平川民博です。

以上よろしくお願いたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、橋口渉君。

○2番(橋口 渉君) 先ほどと同じですけどもこの14人乗りに対しましても、やっぱり乗降用ステップというのは設置されているんでしょうか。

○議長(徳永留夫君) 町長。

○町長(田淵川寿広君) 担当課長に説明させます。

○議長(徳永留夫君) 企画課長。

○企画課長(南奈津紀さん) 同じく、電動格納式大型ステップを取付けております。

○議長(徳永留夫君) ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって議案第54号は可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第55号 財産の処分について

○議長(徳永留夫君) 日程第17、議案第55号、「財産の処分について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

○町長(田淵川寿広君) 議案第55号について説明いたします。

旧種子島空港跡地に自衛隊馬毛島基地（仮称）の安定的な運用及び適切な運営、維持管理を目的とした施設の整備を図るため、前回、9月定例会議案第40号で議決されました、財産処分にあわせ、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、追加で売却する不動産は、中種子町野間字フシノ峯16926番外1筆、雑種地で790.62、平方メートルです。

売却額は150万円。

売却の相手方は、熊本県熊本市東区1-1-11、熊本防衛支局支局長、小森達也です。

前回、議決をいただきました不動産と合わせますと、中種子町野間フシノ峯16918番1外3筆となり、雑種地で、8,136.79平方メートル、売却額が合わせまして、1,540万円となるところでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回中種子町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員